

お知らせコーナー

4月1日から「いまざとライナー」のダイヤが一部かわります

「いまざとライナー」のダイヤ改定後の各停留所の新しい時刻表は、Osaka Metro ホームページをご覧ください。



問合せ Osaka Metro・シティバス案内コール
☎06-6582-1400 FAX06-6585-6466
担当 都市交通局鉄道ネットワーク企画担当

65歳以上(介護保険第1号被保険者)の方へ介護保険料決定通知書を送付します

介護保険の第1号被保険者の方(市内在住の65歳以上の方)で、口座振替または納付書で保険料を納付いただいている方(普通徴収の方)には、介護保険料決定通知書を4月中旬に送付します。なお、年金から納付いただいている方(特別徴収の方)には、保険料決定通知書を7月中旬に送付します。

なお、公費による保険料の軽減強化により、令和2年度は第1段階から第4段階の介護保険料が変更となる見込みです。

問合せ 保険福祉課(介護保険)2階29番
☎06-4399-9859 FAX06-6629-4580

「東住吉区危険特定空家等に係る空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告を行う時期等に関する指針」の制定について

東住吉区では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」および、「大阪市空家等対策計画」に基づき、区内特定空家の課題解消に向け取り組んでいます。

本指針は、区内に所在する特に危険性が高い特定空家等に対し、計画的かつ早期に是正を図るため、勧告を行う時期の基準やその他必要な事項を定めることを目的に、令和2年3月26日付で制定し施行しました。

指針に関する詳しい内容は、区役所ホームページをご覧ください。



問合せ 総務課(空家担当)5階53番
☎06-4399-9683 FAX06-6622-9999

固定資産税(土地・家屋)に関する縦覧を行います

区内に土地または家屋をお持ちの方は、令和2年度の価格等を記載した縦覧帳簿をあべの市税事務所で縦覧できます。

なお、縦覧については、所有資産の所在する区の縦覧帳簿に限ります。

縦覧の際は、本人確認ができるもの(運転免許証など)または納税通知書を持参してください。代理人が縦覧を希望する場合は委任状が必要です。

期間 4月1日～30日(土・日・祭を除く)
9:00～17:30(祭は19:00)まで

場所 あべの市税事務所 固定資産税(土地・家屋)担当(阿倍野区旭町1-2-7 あべのメディックス12階)

問合せ あべの市税事務所 固定資産税(土地・家屋)担当
☎06-4396-2957(土地)、2958(家屋)

国民健康保険料決定通知書に記載の保険料年額や月額等の主な内容を点字文書にして同封します

大阪市では、国民健康保険料決定通知書の送付封筒に点字表示を行うことで、視覚障がいのある世帯主の方にも封筒内の書類が分かるようにしています。今後、視覚障がいのある世帯主の方(希望者)に、国民健康保険料決定通知書に記載の保険料年額や月額等の主な内容を点字文書にして同封します。



ご希望の方は、窓口サービス課(保険年金)に電話でお申込みください。

問合せ 窓口サービス課(保険年金)2階25番
☎06-4399-9956 FAX06-4399-9947

市民向け無料相談

ご利用は市内在住の方に限ります

相談名	日時	申込方法、場所など	予約・問合せ
弁護士による法律相談※1 予約要	4月7日・14日・21日・28日、5月12日(土)13:00～17:00(最終時間枠は16:30)	場所/区役所 5階53番窓口 申込方法/当日9:00から電話で 先着順 に予約受付します。 ★1名(組)30分以内。 ★予約頂けるのは、1枠(30分単位)です。	総務課(広聴担当)5階53番窓口 ☎06-4399-9683 ※電話が混み合い、つながりにくくなる場合があります。
司法書士による法律相談※2 予約要	4月2日・16日、5月7日(土)13:00～16:00(最終時間枠は15:30)		
税務相談※3	4月は無し、5月13日(土)13:00～16:00(受付は15:30まで)		
行政相談※4	4月9日、5月14日(土)13:00～15:00(受付は14:30まで)		
不動産相談※5	4月15日、5月20日(土)13:00～16:00(受付は15:00まで)	場所/区役所 5階53番窓口 先着順	 予約は不要です。直接窓口へお越しください。
就労相談※6	4月10日、5月8日(土)13:30～16:00(受付は15:30まで)		
行政書士による相続遺言届出相談※7	4月23日、5月28日(土)13:00～15:00(受付は14:45まで)		
日曜法律相談 予約要	4月26日(日)9:30～13:30	場所/中央区役所(中央区久太郎町1-2-27)、阿倍野区役所(阿倍野区文の里1-1-40) 定員/各会場16組 先着順	4月23日(土)・24日(日)9:30～12:00 【予約専用】☎06-6208-8805
外国籍住民法律相談 予約要	4月1日(土)13:00～16:00 4月15日(土)17:00～20:00	場所/大阪国際交流センター内インフォメーションセンター(天王寺区上本町8-2-6) 定員/4組	【予約専用】☎06-6772-1127 【問合せ】☎06-4301-7285
ひとり親家庭相談 予約要 (離婚前相談もしています)	毎週(土)・(日)・(祭) (祝日除く)9:15～17:30	場所/区役所 2階28番窓口	保健福祉課(子育て支援)2階28番窓口 ☎06-4399-9838
花と緑の相談	4月15日(土)14:00～15:30	場所/区役所 正面玄関窓口案内横	長居公園事務所 ☎06-6691-7200

※1…土地・建物、金銭貸借、相続・遺言、離婚・親権などの相談 ※2…不動産登記、相続、成年後見などの相談
※3…一般的な税務相談 ※4…国の行政などへの相談 ※5…不動産に関する一般的な相談
※6…就労に関する助言や情報の提供 ※7…遺言書や遺産分割協議書、内容証明郵便の作成などに関する相談

児童扶養手当の支給月額の改定について

児童扶養手当月額については、「児童扶養手当法」及び「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、全国消費者物価指数を基に手当額が改定されます。

現在児童扶養手当を受給中の方については、4月末頃改定後手当額のお知らせを送付します。

令和2年4月分からの手当額		変更前	変更後
児童1人目	全部支給	42,910円	43,160円
	一部支給	42,900円～10,120円	43,150円～10,180円
児童2人目	全部支給	10,140円	10,190円
	一部支給	10,130円～5,070円	10,180円～5,100円
児童3人目以降	全部支給	6,080円	6,110円
	一部支給	6,070円～3,040円	6,100円～3,060円

問合せ 保健福祉課(福祉)2階28番 ☎06-4399-9838 FAX06-6629-4580

特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の手当月額の改定について

令和2年4月分から手当月額が次のとおり改定されました。

- ①特別児童扶養手当(1級):52,200円 → 52,500円
- ②特別児童扶養手当(2級):34,770円 → 34,970円
- ③特別障がい者手当:27,200円 → 27,350円
- ④障がい児福祉手当:14,790円 → 14,880円
- ⑤経過福祉手当:14,790円 → 14,880円

①②は20歳未満で政令で定める程度の障がいがある児童を監護している父もしくは母または養育者に支給される手当です。

③⑤は20歳以上、④は20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給される手当です。

問合せ 保健福祉課(福祉)2階28番
☎06-4399-9857 FAX06-6629-4580

長居プール営業再開予定のお知らせ

4月7日から再開予定ですが、新型コロナウイルスの影響により休館する場合があります。

問合せ 経済戦略局スポーツ施設担当
☎06-6469-3870 FAX06-6469-3898

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求を受け付けています

戦後75周年にあたり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として弔慰の意を表するため、令和2年4月1日において恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受けておられない戦没者等のご遺族(お一人)に特別弔慰金(額面25万円の記名国債・5年償還)が支給されます。

特別弔慰金の支給には請求が必要となり、請求は令和5年3月31日までとなっています。なお、請求される方によって、必要となる書類が異なります。

問合せ 区民企画課 5階54番
☎06-4399-9743 FAX06-6629-4564

後期高齢者医療保険料率の改定について

令和2年・3年度の後期高齢者医療の保険料率が改定されました。大阪府内の被保険者均等割額は54,111円、所得割率は10.52%となります。皆さんの保険料額は7月にお知らせします。

問合せ 窓口サービス課(保険年金)2階25番
☎06-4399-9956 FAX06-4399-9947